

審 議 結 果 速 報

(令和6年12月19日)

陳情6年福祉保健第47号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和 6 年 11 月定例会

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
6年－47 (R6.11.20)	福 祉 保 健	マイナ保険証の強制はせず、従来の保険証を残すよう国に求める意見書の提出について	不 採 択 (R6.12.19)
▶陳情事項 マイナ保険証の強制はせず、従来の保険証を残すよう求める意見書を国に提出すること。			

▶所管委員長報告（R6. 12. 19 本会議）会議録暫定版

国において、交付済みの健康保険証については、有効期限が切れるまで、最長で令和 7 年12月 1 日まで有効とみなす経過措置が設けられており、また、マイナ保険証を保有していない方全てに対し、医療機関等を受診する際の資格確認のための「資格確認書」を当分の間、申請によらず交付するほか、資格確認を行う際に第三者の介助を要するなどマイナ保険証での受診が困難な方には、申請により資格確認書を交付し、マイナ保険証を使用しなくても保険診療を受けることを可能としています。さらに、マイナ保険証が医療機関等の窓口で無効と判断され利用できない場合についても、想定される様々なケースにおいて、国で対応・対策が講じられております。

そして、国や、市町村などの各保険者において、新聞、ポスター、広報紙、ホームページなどによる広報が行われており、県も、令和 6 年11月 23日に新聞広告により制度移行に係る周知を行ったところであります。

なお、令和 5 年 5 月30日に全国知事会から国に対し、「マイナンバーカードの安全・安定的な運用に向けた緊急提言」が行われ、また、県から国に対しては、同年 6 月27日に個人番号の誤登録の再発防止に向けた要望を、本年 9 月 6 日には、制度移行後も全ての方が安心して医療を受けられる必要な対応を行うよう要望されたところです。

こうした対応状況を踏まえ、県議会から国に重ねて意見書を提出するには及ばないという意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

政府は来月 12 月 2 日から、現行保険証の新規発行をストップしようとしている。しかし、マイナ保険証で「顔認証がうまくいかず、待たされた」、「資格確認できず、10 割負担を求められた」など、7 割の医療機関で様々なトラブルがあり、利用率は、未だ 14%未満である。特に、子育て世代、高齢者、障害者などからは「現行の保険証の方がずっと使いやすい。現行の保険証を残してほしい。」という声が上がっている。

愛知県保険医協会の子育て世代へのアンケート調査（8 月 9 日、2,242 人回答）では、7 割が子どものマイナンバーカードを取得せず、取得していても半数が保険証に紐づけしていなかった。実に 97.7%が現行の保険証で受診していた。理由は、子どものマイナンバーカードの管理が大変、煩わしい、紛失による情報の流出が心配、という声や体調の悪い子どもを抱っこして顔認証やボタン押しなど、現行の保険証より手間が増えて大変、不測の事故の時、保険証の方が素早くできてよかった、などという声が寄せられている。高齢者や障害者にとっても、現行の保険証よりマイナ保険証の方が使いづらいのは明らかである。

こうした声を受けて、マイナ保険証の登録をしていない人に対して、ほぼ保険証と同様の「資格確認書」が発行されることになった。はじめは申請した人だけとされていたが、のちに申請不要に変更になった。さらに、今年 9 月には、マイナ保険証を持っている 75 歳以上にも「資格確認書」を交付するとしている。事務の煩雑さからすべての人に「資格確認書」を送付する地方自治体も広がってきている。「資格確認書」を送るくらいなら、現行の保険証を残した方が良いのではという声上がるのは当然である。

政府は、マイナンバーカードと保険証の一体化を推進してきた理由に、保険証の不正利用を挙げていたが、厚生労働省の担当者は 11 月 7 日、「不正利用の数の把握は難しい」と述べ、根拠がないことが明らかになっている。また、情報の一元化がメリットと言われているが、現在でも医療現場でお薬手帳などが普及し、患者本人が自分の医療情報を知ることは十分可能である。

このまま、12 月 2 日に、現行の保険証が廃止されることになったら、命と健康に関わる問題が噴出し、混乱は必至である。

▶提 出 者

新日本婦人の会鳥取県本部

現 状 と 県 の 取 組 状 況

11/29 常任委員会資料

福祉保健部（健康医療局医療・保険課）

【現 状】

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、健康保険証の新規発行が停止され、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行することとなった（公布日：令和5年6月9日、施行日：令和6年12月2日）。なお、交付済みの健康保険証は令和7年12月1日まで（先に有効期限が到来する場合は有効期限まで）有効とみなす経過措置が設けられている。
- 2 12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方全てに、氏名、被保険者等記号・番号・枝番、保険者番号・保険者名、負担割合等を記載した「資格確認書」が、当分の間申請によらず交付されることになっており、この資格確認書を医療機関・薬局の窓口で提示し、加入している医療保険の資格確認を行うことで、引き続き、保険診療を受けられることとなっている。
 ※資格確認書は、現行の健康保険証が失効するタイミングで交付される。
 ※資格確認書で受診等する場合には、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報をオンライン資格確認の仕組みを通じて活用することはできない。
- 3 また、マイナ保険証を所持していても、介助者等の第三者が同行して資格確認を補助する必要があるなどマイナ保険証での受診が困難な要配慮者については、本人又は代理人の申請により資格確認書が交付され、マイナ保険証を使用しなくても保険診療を受けることが可能になっている。なお、更新時には申請は不要となっている。
- 4 国では、マイナ保険証が医療機関等の窓口で無効とされ利用できない場合について以下の対応を講じている。
 - ・医療機関等の窓口にある資格確認端末でマイナ保険証によるオンライン資格確認が行えない場合、患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルの資格確認画面を提示すること又は被保険者情報を記載した被保険者資格申立書を提出することにより、窓口での自己負担割合で受診可能としている。（令和5年7月10日付厚生労働省保険局長通知）
 - ・顔認証がうまくいかない場合は、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行うことも可能としている。
 - ・転職や転居等による資格変更があった際に、保険者が、届出の日から5日以内に最新の情報をオンライン資格確認等システムに登録するよう、省令を改正した（令和5年6月1日施行）。
- 5 国は、新聞広告、ポスター、リーフレットなどにより、①健康保険証は有効期限内であれば令和7年12月1日まで有効であること、②マイナ保険証を持っていない方も資格確認書が交付され、これまでどおり医療を受けられることについての周知（以下「制度移行に係る周知」という。）を図っているところ。市町村などの各保険者においても、広報紙、ホームページなどにより制度移行に係る周知を行っている。

【県の取組状況】

- 1 令和5年5月30日に、全国知事会長（当時）である平井知事らが、河野デジタル大臣（当時）及び松本総務大臣（当時）に対し、「マイナンバーカードの安全・安定的な運用に向けた緊急提言」を行った。
 （個々の事業者や地方公共団体による対応には限界があることから、国としてマイナンバーカードの活用に係る様々な手続における、各省庁、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制や、誤った情報紐づけの防止を担保する制度の構築等に取り組むこと。）

2 令和5年6月27日に、マイナンバーカードの個人番号の誤登録の再発防止に向け、国要望を行った。

（マイナンバーカードを活用した証明書の誤交付や健康保険証等の紐づけにおける誤登録の再発防止を徹底するため、マイナンバーカードのメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明はもとより、国、自治体及び事業者が一体となったチェック体制や、誤交付等の防止を担保する制度の構築等に取り組むこと。）

3 令和6年9月6日に、制度移行後も、全ての方が安心して医療を受けられるよう必要な対応を行うことを国に要望した。

（12月2日のマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行に向け、市町村などの各保険者が準備を進めているところであるが、マイナ保険証運用上の不便解消、確実な資格確認書の発行など、移行後も、全ての方が安心して医療を受けられるよう、地方の実情を踏まえた必要な対応を行うこと。）

4 令和6年11月15日に、各市町村及び後期高齢者広域連合を対象に担当者連絡会を開催し、制度移行に係る対応状況や周知状況等の情報交換を行ったほか、令和6年11月23日に、新聞広告により制度移行に係る周知を行った。